

## 議案第1号

西宮市地域公共交通計画（仮称）の策定について

### ○添付資料

- ・西宮市地域公共交通計画（仮称）の策定について
- ・事前要望調査提出書類（案）

## 西宮市地域公共交通計画（仮称）の策定について

### 1. 趣旨

本市では、平成28年9月に「総合交通戦略」を策定し、関係機関と連携しながら各種交通関係施策を実施しています。「総合交通戦略」の計画期間は、令和7年度までの10年間としており、中間年の令和2年度には中間評価及び計画の見直しを行うこととしています。

一方で、令和元年7月に「立地適正化計画」を策定し、誰もが暮らしやすいコンパクトで持続可能なまちづくりを推進しておりますが、併せてまちづくりを支える地域公共交通に関しても、公共交通網の維持・形成に関する計画（地域公共交通計画（仮称））を策定することが求められています。

総合交通戦略並びに地域公共交通計画（仮称）は、ともに人口減少や少子高齢化がさらに進展する中でも公共交通網を一定レベルで維持することを目指すものであることから、本市では、来年度予定の総合交通戦略の見直しに合わせて、地域公共交通計画（仮称）についても一体的に作成したいと考えています。

### 2. 書面審議の理由及び内容

地域公共交通計画（仮称）の作成にあたっては、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金の活用を検討しておりましたが、この12月6日に国から通知があり、法改正により、来年度から補助対象者が地域活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）等に限定されることとなる予定です。このため、本市においては法定協議会である西宮市都市交通会議が補助対象者として、12月25日までに事前要望をする必要があります。

このことから今回、以下の2点につきまして、書面による審議を急遽お願いするものです。

- (1) 西宮市都市交通会議が、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金を受けるため、補助申請等の各種手続きを行うこと。
- (2) 西宮市都市交通会議が、国から地域公共交通確保維持改善事業補助金の交付後に、総合交通戦略並びに地域公共交通計画（仮称）の作成に係る業務を発注すること。

※事前要望調査提出書類（案）をご参照ください。

# 事前要望調査提出書類(案)

地域の公共交通計画（マスタープラン）策定に係る事業量調書②

（調書①以外。単独市町村で計画を策定する場合等）

協議会名：西宮市都市交通会議

## 1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本市は、兵庫県の南東部、大阪と神戸両市のほぼ中間に位置し、総面積 100.18 km<sup>2</sup>に及ぶ南北に長い市域は、北部の山地部と南部の平野部に分かれている。人口は、阪神・淡路大震災後、増加を続けていたが、平成 28 年をピークに減少に転じ、平成 30 年 12 月 31 日現在 485,189 人である。

市内の道路網は、南部には国道 2 号、43 号、171 号、名神高速道路、阪神高速道路、北部には国道 176 号、中国自動車道、阪神高速道路、また南部と北部をつなぐ主要地方道大沢西宮線が通っている。鉄道網は JR 東海道本線・福知山線、阪神本線・武庫川線、阪急神戸線・今津線が通っており、鉄道駅は市内に 23 駅ある。これらの交通網により、本市は交通の要衝となり、大阪、神戸等の周辺都市との連絡が充実するとともに、市内地域間を結ぶ主要なネットワークの形成にも寄与している。

本市の公共交通は、鉄道のほか鉄道を補完するように一定のバス路線網が整備されており、比較的利便性が高いが、鉄道駅やバス停留所までの距離や高低差が大きい等、公共交通の利便性が低い地域が存在している。そのような地域では、人口減少や高齢化の進展に伴い、高齢者等の交通弱者の外出機会の減少や、利用者減少による減便・廃線が懸念されている。

そのため、既存バス路線の見直しやコミュニティ交通の導入支援なども含めた効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

〔計画の区域内における公共交通の概要〕（調査時点）

	路線バス		デマンド(バス・タクシー)事業者数	その他
	事業者数	路線数		
全体	4	69	0	鉄道 3 事業者 7 路線
うち公営 ・コミバス等	2	7	0	タクシー 3 事業者 (市内に営業所がある事業者)

## 2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

今後の人口減少や少子高齢化がさらに進展する中でも、公共交通網を一定レベルで維持していくための効率的な公共交通体系を構築することを目的として、都市計画マスタープラン等の上位計画や立地適正化計画等の関連計画と整合を図りつつ、西宮市地域公共交通計画（案）の策定調査を行う。

なお、市外と連絡する交通ネットワークは既に鉄道網があり、今後廃線になる可能性は低いいため、市域における公共交通網について調査することが必要となっている。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
1. 策定資料の検討・作成	既往検討資料やアンケート調査データ等の結果をもとに、公共交通網の問題点や課題を整理し、本市にとって望ましい持続可能な公共交通網のあり方について検討する。 また、各種会議での意見やパブリックコメントでの意見の反映方法について検討する。
2. 会議等の運営補助	計画策定に向けた検討内容や今後の交通体系について意見聴取するために庁内の会議および西宮市都市交通会議を開催する。会議開催に向けて、資料を作成する。
3. パブリックコメントの実施支援	意見募集用の媒体の作成、意見募集終了後の意見の集約を行う。

#### 4. 計画の策定スケジュール

コンサルとの契約時期	令和2年 6月下旬	
策定資料の検討時期	令和2年 6月下旬	～ 令和2年 9月
都市交通会議の開催時期	令和2年 9月	～ 令和3年 3月
パブリックコメントの実施時期	令和2年 11月	～ 令和3年 3月
計画案のとりまとめ時期	令和2年 10月	～ 令和3年 3月
計画策定期間	令和3年 3月	

※コンサルとの契約時期（契約しない場合は事業着手時期）/計画案の取りまとめ時期/計画の策定期間が分かるように記入すること。

（添付書類）

- （1）補助対象経費に係る見積書
- （2）地域の公共交通の現況・問題点のわかる地図、公共交通マップ等
- （3）その他参考となる書類

事前要望調査提出書類(案)

令和2年度 地域の公共交通計画(マスタープラン)策定に係る事業量調査②(①以外の場合。単独市町村で計画を策定する場合等) 一覧表

局名	都道府県	自治体	協議会名	補助対象事業者名	事業費[千円]※1		基礎情報				単独市町村による計画策定の必要性	計画の区域	計画の期間	調査の必要性	事業内容・項目	協議会の設置状況	協議会法人格の有無	計画における定量的な目標の設定の見込みについて		立地適正化計画の作成の状況について		過去の補助金活用状況	担当者の連絡先	備考
					総事業費	補助対象経費	人口[人]	財政力指数	路線数	交通事業者数								補助系統数	定量的目標の設定見込み	現時点で想定している目標	状況			
記載例	〇〇県	〇〇市	〇〇市地域公共交通活性化協議会	〇〇市地域公共交通活性化協議会	10,000	8,000	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇市	R3.4~R8.3(5年間)	<p>※都道府県や複数市町村との連携による交通圏全体を見据えた計画づくりの重要性が明示された活性化・再生法の基本方針の趣旨を踏まえ、単独市町村で計画を策定する場合には、その理由や必要性を具体的に記載してください。</p> <p>※各項目について、所要額を記入して下さい。</p>	<p>現在の路線の利用状況調査(OD調査):〇〇千円                      ・路線廃止に伴う沿線及び市域全体の影響分析:〇〇千円                      ・市内公共交通の効率的見直し家の検討:〇〇千円                      ・地域の公共交通計画(マスタープラン)のとりまとめ:〇〇千円                      ・協議会開催:〇〇千円</p>	例) ・設置済み ・〇〇年〇月上旬設置予定	無	有	<p>(有の場合)                      ・バス利用者数の増加(H〇〇年度:△△万人→H〇〇年度:△△万人)                      ・利用満足度の増加(H〇〇年度:△△%→H〇〇年度:△△%)</p>	<p>(以下から選択)                      ・策定済み(H〇〇年度)                      ・策定予定(H〇〇年度)                      ・策定しない                      ・未検討</p>	<p>※左記の項目で「策定しない」または「未検討」とした場合は、その理由を記載してください。</p>	<p>総合事業の調査事業、及びサブバイタル戦略の調査事業の活用状況と年度                      例)                      ・H20調査                      ・H23調査</p>	〇〇部〇〇課 係長 〇〇〇〇 電話:***-****-***** メール:***@*****	
	兵庫県	西宮市	西宮市都市交通会議	西宮市都市交通会議	4,000	4,000	485189	0.93	鉄道:7 バス:69	鉄道:3 バス:4 タクシー:3	幹線:1 フィーダー:4	西宮市	R3.4~R8.3(5年間)	<p>本市の公共交通は、鉄道網、バス路線網が一定整備されており、比較的利便性が高いが、鉄道駅やバス停留所までの距離や高低差が大きい等、公共交通の利便性が低い地域では、交通弱者の外出機会減少や、利用者減少による減便・廃線が懸念されている。そのため、既存バス路線の見直しやコミュニティ交通の導入支援なども含めた効率的な公共交通体系を構築する必要があるため、まちづくりと連携した公共交通計画の策定が必要である。</p>	策定資料(案)の検討・作成、会議等の運営補助、パブリックコメントの実施支援 :4,000千円	設置済み	無	有	<p>・一日あたりの公共交通利用回数の維持(H29年度:0.86回/人→R7年度:0.83回/人)                      ・徒歩と公共交通による中心拠点までの到達期待時間が30分以内の人口比率(H22年度:63.6%→R7年度:70%以上)</p>	策定済み(R1.7.1)		<p>都市計画部交通計画課 係長 山中和也 電話:0798-35-3527 メール:kotsukeikaku@nishior.jp</p>		
合計					1件	4,000	4,000																	

※1・・・現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の地域公共交通調査事業(計画策定事業)が補助対象としている補助対象経費を前提とした事業費を記載してください。